

# 横浜地方裁判所

## 本人訴訟状況

### 横浜地裁扱件数 民事

平成 24 年度

繰越件数 17 千  
 新受件数 38 千  
 既済件数 39 千

騒動件数 年／3 件  
 内訳 (1 件につき)  
 地裁暴漢屋 数拾人  
 警察官 回／10 人以上

### 横浜地裁扱件数 民事

平成 24 年度

繰越件数 100 千  
 新受件数 664 千  
 既済件数 683 千

問題件数 年／51 件(約)  
 内訳 (1 件につき)  
 裁所暴漢屋 数拾人  
 警察官 回／10 人以上

## 裁判正常化道志会



神奈川県・加賀町警察署

署長；中山 昭彦 殿

平成 26・04・30 日

山村 三郎

〒171-0014 豊島区池袋 2-14-2 池袋 2 丁目ビル 2 F

通信 電話 03-5953-8883 (FX 03-5953-8862)

メール [s3yaeb@maple.ocn.ne.jp](mailto:s3yaeb@maple.ocn.ne.jp)

突然の通信ご容赦ください

警察各位よりの見方は、厄介者扱いされているようですが、裁判で本人訴訟をしている正直者・これ故弾かれ者です  
中身は、世間に恥さらしの兄弟騒動。ごく最初は、11,240 円の金銭授受、それを相対で兄が実行せず、すっぽかされました。  
金額も僅かであり簡単に考えていたのが、片方に弁士付の裁判事情は、その絆も容赦せず大げさに祭り上げられてしまいました。  
上辺は代理人と見繕ってはいるが、立場は違っても実情は兄弟で弁護士扶養である、それに弁士が便乗餌食ってるって事です

つまり、深入りして抜き差しできない状況に、大人気ない意地も加わりその度に恥さらしを強い弁護士だけが儲かるってこと  
ところが、平成 22・12・20 日の判決で以後は簡単に処理できる・・・そんな態勢と侮っていたのが、より複雑化され難儀です。  
事態は決着寸前である・・・その瀬戸際でもある、相手は裁判でまともに応答できない・・・そこに官製不条理が邪に横槍る。  
その 1 つが、度々 110 番に遭遇する事態、これは官の不正です。こんなときに貴署の 1 人に個別な事情を話せるようになりました。  
その人に話して解決の糸口位はと期待したのですが、官製は骨肉となっていて柔軟な対処はしない、吾身保身で庶民は蔑ろである。  
ここにも、公務員倫理法の魂は、活かされて無いし、順法精神を遭えて取っ払うのが、法治国家と銘打つ公人が邪魔をする。

ここでお願いします

裁判所が 110 番・警察は、その者の前で「問答無用に負をキセ」私を引きずり出す、公正を旨とする天下の警察のすることではない。  
この内訳・不条理は添付書面の通り、私は如何なる悪事もしていない。この臨場処理は明らかに勘違いの不正の非中立行為である。  
一方的な裁判所への加担は正に犯罪です。現場は善悪とは無関係に当方のみ取締対象であること、裁判所は警察のその常道行為に付  
け入り、本人訴訟者・改革主唱者潰しに専念している。添付書面に添って再検討願ひ、公正公平に対応対処ください。警察対応は逆さま  
です、分別なく裁判所優先なら係わらないで下さい。裁判所にも立派な国営暴漢集団が勝手に暴力処理しています。  
さもなくば私と裁判所側両者の前で言い分の分別をしてください・・・裁きです、結果は公平であり、事はその場で明確化する。  
落合書記官に民訴法の不記載を質したら「どこへでも訴えろ・・・！」と開き直られた、これの何よりの証になります。(民訴法 160-2 条)  
雑ぱく取り急ぎ通信しました、事は貴殿が想像する程簡単ではない、結果の返信方よろしくお願ひいたします (5/3 日) (15 日訂正)

神奈川県・加賀町警察署  
署長；中山一昭彦 殿

平成 26・05・08 日（実）

山村 三郎

電話 03-5953-8883（FX ）

メール [s3yaeb@maple.ocn.ne.jp](mailto:s3yaeb@maple.ocn.ne.jp)

あれから 1 週間残念ながら貴殿から何の音沙汰もありませんでした、2 回目の通信です・よろしく願いいたします。

先ず、1 回目の書面が手にとっていただけたか否かです・いかがでしたでしょうか・・・？

或は、当方の勝手な独り踊りでしょうか、もしそうであるなら社会のため残念です、この便をきっかけに裁判所を見直してください

日本国は、当分の間生産年齢者が減少です、この司法は、それにも追い打つ社会にとっては全くのムダの事態です。

この裁判ってのは生産性がないだけでなく・場合によって生産性を削ぐ所です。裁判所は、逆に仕事増加を図っている様です

国家は当然逆の政策に力を注がなければならぬはずですが、ところが現実逆行している、国民の大部分も関心がない。

勿論、貴殿から返信がないことから推すれば

「お前にゆわれずとも・重々承知してるわ・・・ふざけるな・・・！」

って事かもしれません、しかし、現場で実際に経験しなければ、気のつかないことは必ずやあると思います。この意味合いから是非この下々の現場事情を汲み取って欲しいのです、まして、本件関連事項は、重く大きな事件です、改めてご理解ください。

先の民主党政権当時、千葉恵子法務省特別補佐官？、当時日本が先行していたはずの法務行政を韓国に視察に行ったことがありますつまり、机の上・役人同士の行政では分からないところがあると云う、その基本を思い返してのことと思われまます。

私の鉄構所は、産業設備関連の製作据付、勿論起点は現場です。そこから依頼者との意向を打ち合わせてから製図とゆう工程です。

110 番の場合も当然その現場が基点です、ところが鉄構所と異なるのはそこが本来・終点であるべきであると思えるからです。

先刻通知した通信での“両者の面前での裁き”これが円滑に行われれば事件は終わる。引き裂くだけでは“遺恨”を残すだけです。

中々旨く表現できませんが、この一端はご理解願えましたでしょうか、高齢の私は、何時迎えが来るか知れません・であるが為ささやかながらも裁判正常化を広めたい・社会の理解も拡大したい、裁判所へ仕組み転換を求めるとゆうより早期の覚醒を求めたい。

内外ともに認める独善機関・裁判所の自覚・・・覚醒です。下々のたわ言と切り捨てないでください、添付の事件表からその説明は明確な裁判所の不正です、直視ください。不条理な 110 番処理は容赦ください。裁判所の不正は責任を意識しません。その現場は逆さま行為でもみ消す算段です。警察以外に直接対する部署はない・・・応分の協力の程重ねて、お願いいたします。 5/〇日・5/17日

新緑がまぶしい・麦畑ではヒバリが囀り・愈々万物が羽ばたく季節、人間社会はそんな自然風物を大急ぎで変貌させつつある。

こんな世間を女子高生が、もっとゆっくりして欲しいと云うような新聞投稿欄が過日目を留めさせた、これの良し悪しは如何ばかりか今や、グローバル化と云われ、諸外国若者は世界を活動舞台に先取り気力があるとの事、これからするとこの投稿はいささか淋しい。では日本の大人社会は・・・どうか

日本人は生来内向きである、改革革新を好まない民族、総じて積極的ではない外に出れば仲間ですぐ固まり、他国人とその社会に気遣う。国内でも権力者や地位の高い者・有名人には偏に遠慮する・「昔から、長いものには巻かれろ・・・！」って事が日常の常識である。天下の警視庁麻布警察は、朝青龍が酒飲んで知人のあご骨をへし折った、奇しくも現場に居合わせた警察官は、調書も取らずに逃げた。

ある交通トラブル・遅滞車を追い越し次の信号で停止、追越者を運転席から引き吊りだし、突き押し・ねじ上げる等の挙句生垣に頭から突っ込む。追越し側が立ち上り、追越され者に仕返し・出血の事態、警察車2台が急行、初めやられて居た追越し者に「謝れ・・・！」・・・それだけでなく本署までご足労願う「傷害現行犯・・・?」。追越し者は、るる説明したが警察は納得しない。 (平成22・4月大和署扱)

朝青龍の件と如何に違うのか・表#5 鈴木千春のぶん殴りともどこが違うのか・・・?、裁判所現場は逆様・・・鈴木に「被害届」けられた。国営暴力団30・40人が依って集っての傷害行為、東京からも呼び寄せ、恐らく当事者は立ち合わない民事判決訟廷に・・・背景は何か総務課落合・大野(女)両係長へ『このような警備裁判は落ち着けない、当方の悪い事は改める・・・やめてください・・・どう改めるか教示を・・・!』  
「いや、話したくない。説明もしない。お引取り下さい・・・。如何なる説明もしない・・・!。これが総務課の回答です。」・・・と

今回貴殿への通信事情は2つあります。1つは上記国営暴力団・暴漢屋の集結はなぜかこの背景は何か・・・鈴木「ぶん殴り」も含めて!。それとも1つが、裁判料等の返還賠償である。書面に書いてあるそれを「視損ねたからしょうがない」ってな言い草・極めて無責任・・・。須永里子書記官は、謝罪の風は微塵もない終始強気に胸張ってる。心外である予想だもなかった。返還賠償を求め続けます。

先の通信では、手っ取り早く係らないで下さいと結びましたが、他にできる方法がない、よりよい方法があるなら教示ください。上記2件の内訳と影に潜む「裁判拒否」相談しての「証拠提出申出却下」・弁士12名「録音の改竄偽造」極めて重大問題です。その起点である「捏造判決」これらが貴署の横槍でもみ消されるって事です。日本国司法の腐敗を擁護するのではなく、改善覚醒へ協力ください。貴殿がこの方向転換に協力願うことに勝手ながら追加をした次第です、よりよき理解が賜れます事お願いいたします。 (5/6日)

賛助通信

我々は、山村通信者と同様に常々裁判所の不条理にぶち当たっております。勿論中身はそれぞれですが、どうして関係者は見てみぬ振りするのか或は、これが当たり前と平然と通り過ぎる、同じ国民をどう考えているのか、この裁判所不行を、我々には社会国家のために見逃さないそれより国民1人ひとりが関心を持って欲しい、我々は、この現実を共有します・見逃しません・拡散します・関係者へ覚醒を促します。上記趣旨で署名し意思を表示します

署名	大高 正二	住所	墨田区堤通	2-3-1	
署名	橋本 和憲	住所	相模原市南区東林間 2-13-10	ヴィラ田園 101	
署名	裁判正常化道志会；理事	磯貝 高男	住所	東京都目黒区五本木	1-39-19

**賛同意見書**

磯貝高男 平成 26・05・13 日

私は、山村三郎氏と同様に裁判所の行為に、多々不条理を感じております。

これが当たり前と平然と通り過ぎることは、国民として出来ません。

国民1人ひとりが感心を持って欲しい、山村三郎氏の主張に賛同し、関係者へ覚醒を促します。

上記趣旨で署名し意思を表示します

5/15 日 転記

**賛同意見書**

橋本和憲 平成 26・05・17 日

私は、山村三郎氏と同様に自分の裁判の全てにおいて不条理な判決の言い渡しでした。昭和 34 年 4 月 24 日「憲法を擁護し平和と民主主義及び基本的人権を守ることを目的として結成された青法協なのに自民党が石田和外氏を最高裁長官に据え石田長官は自民党の思惑通り、リベラル派を一掃する人事を行ったことから裁判官の統制が始まり青法協会員の裁判官の再任拒否を行い最高裁の右傾化・保守化を完成させたのが矢口長官である、平成 16 年 10 月 18 日「上ばかり見る“ヒラメ裁判官”はいらない、真髓は自分の信念を貫くことである」と町田長官が、新任裁判官の辞令交付式で異例の訓示をしたにもかかわらず最高裁支配、事務総局支配、上命下服、上位下達システムがすっかり固められ竹崎長官態勢において、その完成をみた。

最高裁は、実績(能率)主義でどれだけ多く事件処理したかでその裁判官の能力や資質が評価されるので良心に従って裁判することはなくなり裁判官自身の出世のための裁判になってしまったので、本来の国民・市民のための司法に戻すために山村三郎氏の主張に賛同し、上記趣旨で署名し意思表示します。

裁判と裁判所関り経緯表

(山村作成) (青字は証拠)

平成 26・05・01 日 6/1 日補正

# 主裁判事項 発年月日	山村弟行為	山村兄行為	公機関状況
1 断行宣言 昭和 46・02・01 相続裁判 平成 07・07・10	工場移転提示に伴う建設計画報告に出向 建設約束反故の挙句 …受・断交宣告	昭和 45 年秋・弟工場公害発生で工場移転提示 … ≡ 親父の遺言に添って提示、義姉反対  1 審－文書偽造で相続登記但し、時効・棄却 2 審－時効せず、昭和 52 相談の求証明…不可	裁判所へは、機械購入代金タカリにくる 断ったら弟が不満で絶縁状態となる
	兄弟断交宣告の腹いせ、相続登記抹消		昭和 52 年法相談；相続請求は不可と回答 相続諦めていた、求その証…不可で敗訴
2 刑事事件 平成 09・08・09	断交宣告 → 出入り禁止 → 街宣依頼 街角より口頭宣伝 → 地域に知らしめる	精神的窮地で街宣・求中止…ギブアップ 警察「頑張り」と激励、街宣継続＝ヤラセ	警察；兄へ状況事項－メモ・録音指示 判決－暴力処罰法（刑法 208・222）違反…冤罪
3 求傷害治療費 損害賠償(虚偽) 窃盗事件(茶番) 平成 14・05・21	平成 14・03・21 日生家訪問・先祖参り 玄関で暴行・受傷害、求・治療費 11,240 円	治療費訴訟に対し起虚偽訴訟・損害賠償請求 簡裁→地裁へ引きづられ…弁士の餌食開始	判決；治療費・損害賠償併合判決…棄却・敗訴 1 審・損害賠償 50 万・2 審同額・捏造判決
	治療費集金…03・28 日 支払約束不履行 ⇒ ならば『玄関戸預かるか…』 …！ ⇒	了解得て集金…すっぽかし・絶対払わない…と 「もってくんなら…持ってけ・もってけ…！」	(警察担当者へ了解電話 3 回…不在・不通) 未集金は置きざり…問答無用の逮捕…冤罪
4 工場移転明示 平成 16・05・21	地裁；証文と 1 審判決で法廷では勝訴宣告 請求 100 万－#1 で 50 万＝残 50 万…と	#2 の高裁捏造判決が判決 3 週間位前に送達	捏造判決に習って判決書面は…棄却 裁長；松田清の 2 枚舌 ⇒以降…混迷化
5 面談禁止 平成 22・12・20	全くの因縁付け裁判仕掛けられる 敗訴ではあっても、捏造判決ひっくり返る	飯島奈津子弁士・本人が弟の問いに応答不可 面会時録音を大久保弁士一家が改竄偽造提出	本人訴訟者は不信、弁士の嘘は信用される 即判る改竄偽造録音を証拠採用…敗訴
	判決終了後自車に向う瞬間東京から出張助人・国営暴漢屋鈴木千春から受傷 臨場警察へ事情説明中、後方警察官に逆後ろ手にねじ上げられ受傷・今も異常		捏造判決追及や裁判所改革主唱者潰し 横浜地裁岩崎光宏から逆に受・被害届…
6 一任残額請求 平成 25・05・21	#2 傷害事件処理費＝金額一任支払約束 これは警察官仲介兄弟立合っの約束	平成 17・07・19 日自宅で支払意思表示だけ	口頭弁論と銘打ったが弁論せず、即終結 強制退去命令＝裁判拒否…裁長；秋吉仁美
7 偽造損害賠償 平成 25・08・08	#5 面談禁止裁判での 40 号証＝録音の偽造 これの関連損害請求	弁護士会で弁士・兄と弟の 3 者面会…話になら ず約 30 秒で退席 →35 分に改竄偽造(録音)	法廷で裁長と打合、面会室借用時の申請書求 提出・簡裁・直井和夫裁長より 受・却下
8 工場移転と決済 平成 26・03・10	移転費 16,000 万円求決済・#5 で請求権証明 故再請求→既判力→裁判料等返戻請求	答弁書でも既判力であると忠告 →弁論開始	口頭弁論 2 回目で突如既判力…取り下げよ経 費請求中、裁長内田貴文・書官須永里子
裏づけ；02 証文・2-3 陳述書・3 面禁申出と 3 訴裁判確認訴状・3-2 日誌 5-1・損害訴状 5-3 虚偽訴状・5-4 捏造判決 5-5 録音…他 必要なら提示可			

**9 結論**；遺言逸らしの**断交宣言**から始まった争い、**鬼頭季郎の捏造判決**で軸が逸らされ、その邪軸を**地裁松田清の2枚舌**が追い討ち工場建設約束をぶち壊す。以降、無法者裁判官族が雁首揃え邪に棄却・敗訴の負を遭えて蓄積させた。それを払拭したのが22年「面禁裁判」、裁判原因の捏造をひっくり返しはしたものの、主旨は敗訴である。

この敗訴は一方で裁判所と馴れ合った**大久保弁士一家12名が録音の改竄偽造**で主旨を思い通りに締めた、この後遺症が**秋吉仁美の裁判拒否**であり、**簡裁直井和夫の証拠提示申出書却下**である。兄との争い本旨「工場建設」「裁判所の過ち」を一括締めくくったのが**地裁内田貴文の「取り下げ既判力」**事情である。自己の手違いを原告に押し付け裁判本来の筋道を**曲げて裁判をうやむやに葬った**。しかし、その後始末は未決である。

また、初期の「**文書偽造登記**」は時効で天が護り、以降の刑事事件は、兄警察癒着の「**ヤラセ**」が有利させ兄弟を破滅させ、付帯「**傷害費請求**」は形式的には「**窃盗事件と云う茶番**」がそれを締めくくらせた、故、未だ未解決である。 (**刑事裁判判決書・相続判決書 P7・3-1 供述書・3-1 支払約束証**) その茶番事件をも含め45日間のブタ箱留置も味わさせられた。癒着のヤラセは**冤罪を生み**・窃盗の茶番で逆の時効「**文書偽造登記**」をも払拭させた。

- 10 裁判正常化**
- (1)裁判所・裁判官を監視・管理する別部署を作り倫理規定の策定とある程度の責任付与
  - (2)如何なる分野の機関でも現場中心主義たれ、とりわけ「訴訟指揮」の正当な検証が必須
  - (3)準競争組織、或は、裁判官訴追事情と弁護士懲戒審査の公開性・共々検察取調べの可視化（但し、冤罪は裁判官に重大な因がある）
  - (4)裁官人事評価法の充実で裁判所・裁判官の覚醒を喚起する・判決策定の公開乃至報道機関公開の義務化
  - (5)軽い刑事事件は検察での交通裁判所処理形式での決着・民事裁判は第1に和解；民訴法89条の遵守  
 経験では、民事裁判の大部分は「和解できる」、ところが弁護士・裁判官の双方が職業利権に絡んだ気遣いからそれをしない。  
 気遣いの主事情 ①裁官の将来を相互に意識 ②法曹者はかつて国策で育成・この名残 ③法曹者の癒着・馴れ合っの工作調整等々
  - (6)裁判判決ソフト開発＝準(4)等の公平さが保てる・現在これは可能、しかしそれをさせない・→独立・職権の抑制と法制行使に通ず

概要の終わりに・・・

我々国民の僅かな一部が大騒ぎしても、関係機関は嘲笑って終始するであろう。国民こぞつての関心が向かなければ日本国司法は向上しない、遅滞する。とりわけ、関係者の卓上論理のみで上辺だけ改革を唱えても果実は痩せこける。飽くまで実り多い収穫は“現場検証とその改革”そして“覚醒”にある。これは、国民のための裁判に回帰できる、現状での裁判予算はその面では僅少ではあっても、節約の範となり国家の多方面への波及効果が期待できる。否生産性司法は本来簡素化縮小される筋合いのものである。これの邪盛値は生産性をそぎその意欲をも共連れする。司法関係者の覚醒・改心をもとめる。

尚、当表以降で簡単な解説を添付します。とりわけ #9・#10 には各位の検証を願い・意見の提示が賜れますよう祈念いたします。 6/7日 記

## 争い経緯解説

- 1 昭和 45・05・01 日 弟工場に騒音公害発生で通常操業困難となる  
 同年秋 親父の遺言（昭和 39 年暮れ死）に添って「兄が工場移転を提言」昭和 46・02・01 日 提言に添って移転計画相談訪問  
 そんな約束してない・・・移転約束反故 (#02・証文)  
 同時に都き合いを絶たれる＝親父遺言逸りらし兄弟「**断交宣告**」・・・  
 平成 14・03・21 日訪問時受傷、これの治療費不払いで訴訟、これの嫌がらせで折り返し、平成 14・10・09 日受・損害賠償請求・デタラメ虚偽訴訟→同 15・08・29 日判決；敗訴 50 万円支払。  
 裁判中裁判長より弁護士付けると 3 回催促受ける  
 但し、不仲原因＝裁判原因は銀行支店長の証言と証文で兄の断交宣告が原因と認定 (1 審) (#02 証文・5-3 判決)  
 平成 16・02・17 日控訴判決・・・裁判原因＝断行原因を裁判長鬼頭季郎が**捏造判決** (民訴法 246 判決事項) (#02 証文・5-4 判決 P5)  
 弟工場での鋼材購入代金タカリが、兄弟絶縁の基とした

### ○捏造判決（東京高裁・裁長；鬼頭季郎） (民訴法 246)

当時は下請けであり、鋼材から時には特殊工具付で操業していた、それは凶面とともに鋼材は支給である購入しない、全くの“捏造”事情であり民訴法 246 条の明確な違反事項である。

違反のも 1 つの決め手は、「鋼材」の字句がない。

再審で担当書記官に以上を話し返答を求めた、同時にその字句があれば再審はしないとされた・・・16 民事・鹿見主任書記官曰く(21 年)

「山村さんの気持ちは痛く判ります、しかし私には何んの力にも成れません、ごめんなさい・裁判官がした事ですから・・・」

さて、人は季節により・体質により予想だもなく或は、心掛けの違いでまま健康を損ねる。

例えば、カゼをひいた者に胃薬を与えても普通は直らない。

この捏造は、争いの病原を遭えてとっ違えているのだから永久に治癒しない、後続裁判でも本人訴訟者へはカゼ薬はくれない、勿論診断を真つ当に戻さない。これも司法の大きな問題である。ために 8 年間にボウにフツタのである。しかも、この邪の負は、数多く蓄積され現在も吹っ切れてない、“悪の後遺症”として裁判所が温存引き継ぐのである。

司法関係者は・・・と云うより、人間はきれい事を簡単に口にしても現実に具現するものは、僅かな者一部の者に限られる。

特に、本人訴訟者へは真実を推し量る者は皆無に近い・・・

- 2 平成 07・07・10 日「平成 6 年(ワ)第 1737 号 相続登記抹消裁判弟は、相続は無関心「俺のことは心配要らない、家系をしっかりと頼む」・・・としてきている

しかし、工場建設反故の挙句・断行の腹いせで相続裁判仕掛ける 1 審；**文書偽造**で相続登記完了、登記は義姉が署名・・・時効敗訴 2 審；昭和 52 年弁護士相談時、一切ダメと言われたのでそのままに放置していた・・・ (#5・判決 P8)

ならばその相談の証は・・・？、2 人に法律相談その領収書があったが、弁士の提出要請がなかったので気がつかないまま終了、よって再度時効敗訴、但し、領収書ある

(#4-1 領収書) (民事訴訟法 209 条 虚偽証言)



## 刑事事件

### (1) 街宣波及の暴力処罰法 平成 09・08・25 日

平成 9 年(わ)1733 号暴力処罰法 違反 (刑法 222 脅迫・60 団体)  
相続の話が出たとき『俺のことは頓着しなくていい、山村家をしっかりと守って行って・・・』としてきた。こんな中に「文書偽造して義姉が署名」相続は兄貴側が勝手に完了している。

しかしこれでも何の騒動も無かった、弟が感知してないから・・・ところが、兄貴の心中には、持て余す遺産はじっとして居れば、そのまま永久に安置でき生活にも全く支障は無い。それどころか対応接触者には、アメを味あわせあわよくば、その者達から必然的に名誉を得られればと目し要所は押さえる事情にあった。

このために相続財産は、人的価値・名誉を生む源泉に変異した。この取っ掛かりが、子供の学校の PTA 会長である。

社会は・・・運命は・・・生涯の一定時期にそのチャンスを恵らず、兄貴はこれのキッカケを逃さなかった・ために、民生委員・児童委員・安全協会等各々の長を担い果ては、全体の議長を受ける等暇に任せて相応の“誉”は止めどなく舞い込んできた、兄弟は要らない欲しいのは名誉である・・・そう思い込んだ。

こんな目論みの中に弟工場の公害問題、弟に恩着せて将来に備えた時期、同時に昭和 45 年はその企みの出発地点でもあった。しかし弟には死の 2 日前にわざわざした親父の遺言がある。せめてこれだけは果たす義務に駆られ、後ろ身引かれる思いがあった。

この思念を独りで果たした・・・

「じゃ・工場移っちまーよ、俺が出してやるから・・・」(45 年秋)  
この独言が口から滑り出た、しかし翌日の妻のお礼訪問で義姉は

「そんな金何処にあんのよ・・・！」

っと、その場で収集付かないほどの大喧嘩に発展、妻は早々に引き上げたとしている。

しかし、その前には隣地買取話もするなど遺言果たしは、その時ばかりではなかった、ところが、工場移転は大金ではある。

そもそも工場事務所兼住居を建てたとき県の借用資金で建築した、その完成後にそっくり持参したことがある。持参と云うより「押し置き」である。断ってるのを無理に置いていったのであるから・・・これがあって義姉は、相続に絡む一切を処理し義務を果たしたと、これも勝手に自負したのである。

親父の遺言はその数倍である。しかし、親父の告げた“実”は、義姉も隣室で聞いていたのであり、この辺りの事情は承知していたはず、それが義理の兄弟となると強欲になったってことである。

つまり、当時は兄貴も地域役員に選出されるか否か・・・所謂駆け出しの身分であって、夫婦間でもその力関係は確立して居なかった。これで突き上げられ考えあぐんだと想像している。

以降に於いて建築出資確認を 2 回している、返答は頼りないものであったにしても、その愛想を視ながら昭和 46・02・01 日の夜わざわざ電話して都合を聞いてから出向いたのである。

応対は初っ端から素っ気ない。

建設計画を披露する前に

「俺はそんなこと言ったことは無い・・・！」・・・と。

そのあと・・・なら、しょうがないみつ(義姉)に聞いて来い

『お聞きの通りです、何とか頼みますよ』

「三郎さんは、まだ若い、やり直しが利きますよ・・・！」

義姉は何やらの裁縫の手も休めず・・・素っ気なく突っぱねた・・・！

兄貴のそのあとの言い逃れ分言は

「相続ってのは、代々引き継ぐものだから  
娘にも・・・(お前)にもやらない・・・！」

『俺は、相続をよこせてなことはゆってない  
兄貴から焚き付けられたことだ・・・そうだろ  
俺は相続のこと遣せてな事一切口にしてない  
かといってもう工事業者も手配済みだ後に引けない』  
「・・・」・・・『・・・』

如何に話しても変わらない、進展しない情勢から止む無く引き上げ  
準備・・・2月のことそのコタツから腰を上げ1・2歩歩いたところ  
「おい、おめーとはもう付き合わねーや」・・・受・断交宣告・・・！

人間社会色々の行違いはあると思うが、このまさかの逆様事態他の  
人達だったら如何様に対するであろうか・・・！？

平成4年暮れ親類が集まる事で種々話が盛り上がった。その中に兄  
貴が娘の嫁入り支度に2億円近く懸けたことが発覚、これは46年  
の話と違う・・・と平成05・01・07日抗議に出向く・・・すると

「・・・警察ですか、いま弟が来て暴れてます、すぐ来てください」  
警察車2台7・8人が急行

「いくら兄弟でも、我々は関係ない  
ここの主人が出て行けと言ってる、直ぐ出て行ってください  
でないと、逮捕しなければなりません・・・！」・・・と。

その後は、手紙で通信・・・全く返事なし。止む無く平成6年求・相  
続登記無効の焼クソ裁判、1審は有印私文書偽造を認定したものの  
偽造・相続共々時効敗訴、2審は「52年法律相談でダメと言われ諦  
めていた」としたところその相談の証を提示せよ・・・と。

この証は有料相談であり「領収書」があった。しかし、代理人弁護  
士はそれを出せとは言わず仕舞いで勝機を逸してまた「時効敗訴」。  
憂さ晴らしの相続裁判が敗訴、以降はエスカレートし、怨み晴らし  
の気が納まらない。

勿論自分で裁判なんぞは思いもよらず、その上弁護士からこの関連  
裁判は、「一切ダメ」と言われていたのが我慢ならず電話で苦言す  
るところ突如切られ、接触が一切閉ざされた。

止む無く警察にも丁重されている団体の知人に街宣依頼する。  
ところが依頼もしないのに

「山村さん何ぼなんでも兄弟にいけなり街宣はまずいので今  
日会ってきましたよ。

やっぱりね我々の様な者でも、第3者が話し合えば通じますよ  
兄さんは、今後兄弟のことは考えて置くってゆってました  
だから、もう少し話し合ってみますよ

それからにしましょうよ・・・」

ところが実情は逆、そんな「考えてみる」ってことではなかった。  
知人訪問の翌日平成9年5月28日・地元癒着警察「泉署」に即届  
けていた。兄供述調書によれば、そのときから署員から

「何かあったら録音をするか、メモして置いてください・・・！」  
と明確に偏向対応され目星を付けられ警察の格好の「お客さん」に  
扱われてしまった、癒着警察は特段の巡回までしている。

警察は、1/7日の言い草といい・今回の指導状況は、警察法の予防  
鎮圧とは程遠い、寧ろ、囃し立てて事件拡大を狙っている。  
知人が誇らしげに話した仲介的な様相とは逆である。警察は、暇な  
ところによりやく美味しい仕事になると楽しみにしている。

常日頃から兄貴から大そうなアメをご馳走にはなっているものの  
今度は一味違う馳走と新たな期待との意識が透けて診える。

それは、事件後警察訪問時担当刑事の口からこぼれ出た

『・・・弁護士は、街宣は違反じゃないと言ってる

これは、冤罪じゃないですか・・・』

「弟さん・・・5月28日時点でもうアウトなんですよ」

『だって、俺が頼んだわけじゃない

彼らが勝手に行ったんですよ・・・俺は知らないんだから・・・

兄貴の供述調書にもそれが書いてある・・・！』

刑事課長「弟さん帰りなさい、それともまたブタ箱へ行くかあ・・・」

供述調書 P28・34 では兄貴は、ギブアップ・・・弟に相続分を分ける意  
思表示をしている。しかし、警察は録音やメモ書き指示を続行、し  
かも癒着でいい思いさせてもらっているから応援してる・・・！？

「頑張りなさい・・・きっと道は開けるから・・・」としている。

この一方で地元警察は、街宣者には一切注意はしてない、勿論逮捕  
が目的であるから弟にも兄弟意識は微塵も無い冷酷である。

1/7日の兄の110番と街宣予告の5/28日にしても、弟の完全犯  
罪をじっと待ち続けている。

「・・・兄弟で何故交流しないのか・・・」一般素人でもこの問い掛けは  
ある、それをしない。街宣中には近隣より相当の苦情がいつている、  
しかし地元警察はその苦情には応答してない、逆に逮捕したいがた  
め・・・兄を激励している。(供述調書 P27 で兄が供述)

他の関係警察の横浜・旭・大和・藤沢各署は、主に声の大きさ等を注  
意している、これがあって街宣は警察の注意を良く守り整然と行わ  
れ「違反は、一切無い」との明確な証言を得ている。

街宣者も、許可を取っている・・・一切心配ないとしていた。

兄貴は泉署と結託刑事事件でも、追い込めない。逆におちよっかい  
出したら地元警察は、弟に隠れて犯罪化に仕込み1.5年の有罪にさ  
れるなど手足をもがれた格好である。

片や、民事裁判では、当時はキッカケが分らない・・・できない。

こんな中様子見がてら平成14・03・21日先祖参りに出向く

「てめー、この野郎なんしきた、てめー何んか用ねーけーれ」

と玄関先で蹴飛ばされ傷害を負わされることとなる。

3/28日治療費11,240円催促すると、快く支払の返答、兄からも・  
警察からも出入りは禁じられていることから到着まで3回電話し  
たが、前道路まで出てきてないので庭に車を乗り入れる。

中からは、警察官2人事情を話すと呆気にとられ兄の出を待つ、よ  
うやく出てくるや「絶対払わない」・・・と言い出す。

みるに見かねた警察官が仲介・駆けつけていた身内等の立会いで  
一実姉を介して支払うーとのこと、しかし払わない。(証文付き)

そこで5/21日再度訪問集金を伝える

「絶対払わねー、けーれ・けーれ」

『じゃこの玄関戸でも預かっていくか・・・』

「持ってくんなら・・・持ってけ・持ってけ・・・！」

(2)ならってことで持ち帰ったら・・・窃盗罪・・・

『持っていけとゆったから・・・持ってきた

だから、その調書には書いてください』

癒着泉警察担当刑事・黒江？

「やけくそで言ったんだろ・・・」(調書に不書 ⇒無署名)

遮二無二逮捕の「窃盗罪」茶番である、兄の刑法172条違反・・・

但し、良心がとがめでか・妻の2回の取り下げ申出でか、30日取  
下げで今回は一応事無く釈放となる・・・ (平26・06・08日追加)

3 平成 09・08・9 日街宣に関わる「刑事事件」暴力等処罰法違反・**冤罪**（以下供述調書より）（刑法 169 条）(#3-1 供述書)  
平成 09・05・28 日街宣依頼者 2 人が無断で兄家訪問したのであり、共犯での暴力処罰法は見当違い、供述調書で明示（調書 P5）しかも翌 29 日泉警察に相談→メモや録音をせよと兄へ指示するなど大きな不公平さがある・警察官の扇動である (#3-1P7)

### ○弟の不满（ヤラセの街宣） (P9)

依頼者が無断で電話；再度話し合い仕向けるダメなら街宣すると伝達、弟は、一切不知相談も受けてない・・（兄；脅し≡弟；通達）

兄；この頃睡眠困難「頑張りなさい」と泉警察に言われたが不安・調書 P11；7/17 日兄家街宣 19 日；義姉生家とその妹嫁ぎ先も街宣（P13）（瀬谷警察署と大和署は一切違反はないとしている）P15；同 20 日；【弟に土地やる（街宣やめさせるため）】、警察「**頑張りなさいきつと道は開けるから・・**」と再度内緒で兄貴を激励している（相談弁護士・問題であると話す）（一方に加担）・・・街宣事情

P17・18；依頼者兄へ話し合い要請（兄は脅し）、刑事一できるだけ引き延ばせと事件引き延し支援、拡大策す（泉警察）（兄；何とかしてくれ・勘弁してくれ・もう何んとか止められないですか・・・）25 日兄面談約す？止め、「話し合いダメならまた街宣する」(p19) 供述調書 5 頁品（当 5 頁品も同日に改めて工場移転約束否認）同書 P1 で工場建設約束否認、P2 では(嘘)、結婚費・新築時出金、他給料や賞与等度々出金したと嘘言いたい放だい、しかも弟は依頼者に訪問を指示してない、兄調書で明確であり取締者はそれを

遭えて認めようとしな（逆に刑法 172:虚偽告訴・246・247 詐欺）

4 平成 16・10・01 日工場移転明示裁判訴訟 裁長・**松田清 2 枚舌**  
3/11 日弁論終結・法廷にて口頭勝訴伝達・判決書・敗訴  
裁長「原告請求 100 万円－未払分 50 万円＝50 万円・そちらにやればこの裁判は終わります・・どうですか話し合いますか」  
弟 『・・一応判決をお願いできませんか・・！』

（平成 16・02・17 日損害賠償控訴判決 →裁判原因を**捏造判決**）

○裁所理由【鉄構所で使用の**鋼材購入金**を兄にタカリ断られて絶縁状態となる】 (5-4 高裁判決 P5)

平成 16・05・21 日 工場明示裁判判決、法廷・口頭勝訴伝受・ところが判決書では棄却（**裁長松田清の 2 枚舌**）（刑法 ）  
捏造判決が移転明示判決の 3 週間位前到着、高裁に習い・・棄却以降裁判はこの捏造判決から、複雑デタラメにこじつけられ弟側は、棄却・敗訴が既定化し裁判は空洞化・効力は失せた。

### ○裁長松田清の 2 枚舌

特段事項として如何程の者が、信じ得るか、この真実の悪夢を・・相続・治療費で負け、デタラメ虚偽の陳述が難なく通され敗訴、それがようやくここで認められたとの安堵感に満ちていた。聖なる法廷での言葉が判決書でひっくり返っていたのである。書記官に早速確認に出向いたところ法廷口頭勝訴を認めた上で「でも判決は、判決書ですから・・」（刑法・他・・）と平然と言い放たれた、その態度に我意を疑る思いであった。つまり、裁判官のデタラメ言いたい放題は珍しくない日常茶飯事我々一般国民には想像もつかない、しかし、大問題である。

5 以降「捏造判決」を陳述し続けるも、裁判所は踏襲性堅持、正規に戻さないまま8年が経過する。

平成 22・12・20 日 面談禁止裁判（兄原告）・・・面談禁止と 80 万円支払判決、これは面談禁止申出書の延長裁判・・・敗訴但し、不仲原因＝裁判原因；兄の「工場建設反故」と「断交宣告」が原因と認定、従前の状況が逆転する（5-7 面禁判決）

同時に弁護士会での面会「録音を改竄偽造」し証拠提出してきた東京地裁助入・国営暴漢屋；鈴木千春・加賀町署警官から受傷

○弟理由【昭和 46・02・01 日工場移転約束反故同時に受・断交宣告】（#02 証文・5-3 判決・5-7 面禁判決 P20）

○兄理由【機械代金 2,400 万円タカラレ断ったら弟が疎遠一断絶状態にする】（#5-1 訴状 P3）

### ○録音の改竄偽造（大久保博法律事務所一家）（刑法）

録音の改竄偽造は、弁護士 12 人連名の大掛かりな重大犯罪  
 弁護士は本来聖人君子的存在である。地元泉署警察官に勧められ止む無く出向いた弁護士会館での面会、弟は拾分以上前から待機、いざ面と向かい合えば話にならない、このことから 30 秒前後・文書にすれば僅か 2 行の面会・会話で退席した。（2101 確認訴状 P8）  
 テープ式録音機は、銀白色 w115 xh60 xL25 m/m 位で上方にスイッチが並ぶソニー製？と思える機械である。

そのテープが CD に置き換えられたら 30 秒が 35 分に豹変させて提出してきた。これは優秀な技能非の打ち処がない。（声紋家）ところが、CD プロパティでは、平成 7 年制・サイズ 200→400kb  
 また、偽造 CD に他の録音が入り込んだり、中身が「0」になる等異常変化ハゲする、メーカーに問い合わせても不明の事態

○国営暴力・暴漢屋鈴木千春からの「ぶん殴られ」事件と臨場・事情説明時後方警察官の「腕の後ろ手逆ねじ揚げ」による肩痛

1) 民事裁判判決時通常には、判決法廷には立ち合わない。この状況下の判決法廷前には、拾数人の訟廷員・総務課員・法廷内には 7 人の警備、後で分かったことではあるが公舎前庭には、警察車が待機する等何々事件・某かの有名人事件ってな警備陣・・・何故か・・・？  
 判決は、何行かの主旨を読み上げて終了、全文読み上げを希望したら時間超過で強制退去命令、法廷外に引きずり出され、前庭で自転車駐車場に向かう体勢時何故か 3～40 人の警備員に押さえ込まれる、その瞬間暴漢者；鈴木千春に顔面を「痛打され出血」の事態となる。  
 そのまま歩道に突き出されて、即鈴木に、何故殴った・・・

「つい、いっちゃったんだ・・・！」

『ならばここへきて謝れ・・・！』・・・「いや、謝らない・・・！」

2) この頃既に警察官が臨場していた・・・その開口 1 番

「暴れるからだよ・・・！」・・・と（何が何でも盲目に悪者扱い）

間髪入れず現場での事情聴取→6 人に円形包囲され説明、その説明の最中・後方者に突如「腕を逆てにねじ上げられる」、大したことないと思いつつも本署に強制連行、ブタ箱行きを振り切って帰宅、その駐車場で運転ハンドル掴んだ瞬間肩筋がギョーンと痛む。

翌日も回復しない、通知を兼ね本署に出向く、署員一同帰れコール  
 「てめ一喧嘩売りに来たかこの野郎、トットけ一れ・・・！」（千倉係長）

血の滴る被害者を暴れ屋扱い・肩痛され謝罪の言葉もなく怒鳴り返される事態、世の**被害者・被疑者の判別**は、裁判所相手ではしない？  
 神奈川県警加賀町署と横浜地裁の隠蔽屋愚連隊族は・・・

傷害と隠蔽・それを取り締まる側が自ら犯罪隠しし、被害届るつとゆう、船転覆からアプリ出された韓国社会にもひけをとらない**デタラメ社会**、この表裏の邪落差は国民側が恥ずかしい・・・？

- 6 金額一任金残額請求裁判訴訟 平成 23・12・09 日判決・棄却  
平成 14 年玄関先で蹴飛ばされその傷害治療費 11,240 円請求  
但し、その時の支払い約束は金額が（遺言絡めて）一任された。  
治療費一任額－11,240＝∞－11,240＝残∞額訴訟（#3-1・証文）  
捏造判決後の連続敗訴＝邪負の積み重ねで敗訴・棄却の既定化・  
その蓄積での後遺症下の訴訟、これが「**裁判拒否**」をさせた。

### ○裁判拒否（秋吉仁美裁長・内田貴文・木田佳央人）

口頭弁論と銘打ち外聞を見繕っておいて事実は裁判拒否である。  
様子がおかしいことから主任書記官落合真人に確認していた。

口頭弁論とは

提出書面に基づき口頭主張・証拠提出・（事前証拠取調べ）（不詳）

訴訟指揮は、裁判官がスムーズに進行するように発動命令する  
訟廷矢敷専門官は

1・公開法廷で主張をやり取りする（提出済書類の口頭主張）

2・裁判指揮は裁判手続きの中でする、指揮は法に則ってする。

当裁判は、裁長秋吉が、現・被告に主張反論の書類確認？らしい  
口頭をした？がよく聞こえない、その後間もなく終結と閉廷を声  
高に宣誓・・・、中身が聞こえず聞き直すべく

『裁判長・・・』 「不規則発言は慎んでください・・・！？」

『裁判長・・・』（2回目） 「強制退去命令・・・」？

総体的には聞こえない、強制退去命令だけが轟く・・・（刑法 193・194）

何故か用意万端待機していた数拾人の警備員に連れ出される  
庭には、警察車まで待機しモノモノしい雰囲気の中突き出される  
事前の口頭弁論とは雲泥の違いである（憲法 32・裁所法 60-3-5）  
方や、弁論調書は、デタラメそれに対し書き直しを要求、対して

（刑法 193・194 職権濫用・裁判所法 70-1）

「民事訴訟法通りしている不服なら何処へでも訴えれば由」  
との開き直り、調書には一切手付けず（民訴法 160-2 異議不記載）

- 7 次の藤沢簡裁「平成 25・08・08 日 平成 25 年（ハ）第 84 号 損害賠償請求事件」（藤沢簡裁；直井和夫）

恒例に従い棄却、但し、訴状作文に少々不手際があった事もある。  
改竄偽造の根本的な証拠となる弁護士会での「室借用申込書」、  
弟は 30 秒前後で退室した、相手 2 人（飯島弁護士・兄）もその後即退  
室して居れば相応の手続きをしている、

あるいは即退室してなくとも 35 分も面会室に居たとは考え難  
い・この「申込書」は絶対的証拠である。（弁護士会館借用の一室で  
面会、その時間を 30 秒→35 分に改竄偽造したのであるから・・・）

裁判長とも相談しその上で「書類提出申出」した、それが、1 ヶ  
月後「却下」。完全なる**兄と弁護士側びいき**であり、一方では明  
確な**犯罪隠し**である。（刑法 ・裁判法 ）

平成 25 年（サ）第 82 号証拠提出申出・・・却下理由は

「三者間の会話内容はないと考えられ、時間の長短でその内  
容は推認できない」・・・？？（藤沢簡裁；直井和夫裁判長）

弟は、法廷の話し合いで「内容は不問」、問題は時間の飛び抜けた  
「長さ」にある。この却下は問題の核心逃避、録音の改竄偽造  
は「**面会時間**」にある。実 **30 秒 → CD は 35 分に改竄偽造**・・・

- 8 平成 26・03・10 日「工場移転費決済裁判」第 2 回口頭弁論で突  
如「既判力」と言い出す（横浜地裁裁長内田貴文・書記官須永里子）  
裁判長「取り下げるか補足するか」・・・と、よく聞こえないその  
後、即・・・裁判終結宣言・・・やる気がない。

『裁判長が、そう言うんならしょうがない・・・』(つぶやく)  
よく聞き取れないまま被告と云々終結宣言し・・・閉廷?・・・と  
法廷で須永里子書記官に何をやってるのか・・・抗議すると、書記  
官室に來いとのことので法廷を出る。

### ○不条理な既判力

訴状と相手答弁書にも、既判力は明記してある。

その上に「補正」まで提出させた、判断ミスは明らかに裁判所にある。しかし、過去の裁判不条理をもってすれば如何なる不法指揮も被ってきた、裁判長の前には「法律は無い」・・・

しかも、16年裁長松田清は、同じ裁判で法廷で

「今回は、請求が100万です、前回の裁判で未払い50万  
がある。これを差し引いて残50万を原告(弟)にやれば、  
これで終わります。話し合ってみますか・・・」

『一応・・・判決を願うことができますか・・・!』

判決書は—— 棄却 ——であった。

全国民に問いたい・全裁判所に問いたい・・・何故か・・・!

前裁判1審で「工場建設約束は認定」しかし、50万円の支払根拠が全くの虚偽での結論であることから控訴した。

その控訴が1審の工場建設約束反故・・・これが兄弟で何故裁判かってことの基点である、これを「鋼材購入代金タカリ」との全く無関係な理由が鬼頭によって捏造されてしまった。

つまり、兄貴には無関係に弟の我儘で絶縁状態とした。このデタラメ「捏造判決」がこの「工場建設明示」判決の前に降ってきた。これによって松田清の勝訴伝達が、ひっくり返った。

訴状はこれを明記し且つ、平成22・12・20日これが又ひっくり返り「工場建設約束の存在が認定」されたので再度請求するとした。その上に再度の訴訟であると補正で明記し、答弁書にも弁護士が「既判力」とし、その反論書までも「再度の訴訟」を明記している。

また、改竄偽造CDのために面談が禁じられており直接交渉できない、これ自体も不条理である。このためにも偽造CDの審議を求めたところ内田貴文裁判長は、必要があれば審議するが1回目ではその必要性は薄いと口答した。

ところが、1回目弁論終了後の須永書記官よりの次回提出項目には、このCDが含まれていた、裁長直々の要求はなかったが書記官メモで要求してきたので2回目の当日提出している。

これに乗っ取ってCDRの制作日時?らしい質問も裁判長はしている。諸機関室では書記官までが被告に躊躇しながら尋問している。

これら重ね重ね表示している、これを承知で口頭弁論を開始1回目にでも全くその素振りは無かった。裁判長の判断ミスは明白である、裁判は継続するのが筋である。

それは、過去に当方が被ったデタラメ事情からすれば明らかである。なにせ「裁判官の前に法律は無い」のであるから・・・である。

裁判長の訴訟指揮は、独立して如何なる力も排除できる、それだけでなくとも面禁判決で堂々と「復権」しているのである、16年の高裁のデタラメ判決に押された松田の「2枚舌判決」よりはるかに筋が通っている。職権でその再開を再度求める所存である。

そうでなくば、裁判料と諸経費慰謝料まで積み上げて支払うのがこの人間社会の常である、この何れかの対処を速やかに求める。

## 9 結論；デタラメ裁判を振り返る

表最下行に記した通り、本人訴訟とゆう格好の餌食に散々やられ放題、中でも、「鋼材代金タカリ」とゆう見当違いの頓珍漢が大きく裁判方向を悪事に迷い込ませ、盲目の踏襲が追い打った。

裁判官の独立とゆう邪な職権に胡坐した鬼頭季郎は、民事訴訟法 246 条に完璧な違反してまで大久保事務所と手を組んだ・・・

それにしても並み居る裁判官は忒拾人を優に越え、雁首そろえて、そ知らぬ態で悪に右へ習い、違法な踏襲をしてきた・・・！

①日本社会は、これを茫然と観てるだけ、何の手立てもしない・・・

裁判官のこれら悪事を考慮すれば、今回の既判力は、本末転倒的に見える、裁判官の前に法律は存在しないからである。（#8）

即ち、裁判官間で雁首そろえて、みて見ぬ振りをし・またある者は本人訴訟者の人権をも踏み躪り嘲笑う仕種もした。国民あつての裁判、裁判あつての裁判所、この国民にまとめての償いは胡

②かいたままの職権で造作なく再開できる・・・してください。

内田裁判官は、好感の持てる人物であるかも知れない。またある意味司法人の長所と欠点を兼ね備えているのかも知れない。

裁判官 OB 瀬木比呂志氏の「絶望の裁判所」には、その様な筋書きで書いている。（講談社現代新書・平成 26・02・20 日）

但し、これは仲間や最高裁の立場であつて下々からの目線ではない、民事で和解を否定している、裁判所の仕事は減少するであろうし弁護士も困る、しかし民事裁判の現場は、殆んどが和解でケリが付き得る。当争いの前記事情をみれば和解が極自然である。今回の既判力とやらも、鬼頭の「捏造判決」事情に習えば法律に見境は無い、これによって負を蓄積させられた、裁判は裁長の勝手な意向で訴訟指揮れる、何故今回に限って拘るのか・・・！？

さて、本人訴訟者には多くこのような扱いが、通常であると聞いている、裁判所が旧態依然で居ては、社会変革に追いつけない。我々は、陰陽を問わず組織全員の覚醒を求めたい、今回は既判力との責任を求めている。同時にその話し合いに横槍を入れる加賀町警察署に公平なる対応を事に先んじて強く求めて置きます。

現場体験者の声に某かの配慮をすべきであり差別は禁物生活用品生産者が、消費者モニターを必要としているように・・・！。

それは、「110 番があれば行かなくてはならない」とか「建物の管理者が出て行けとゆったら摘み出さなければならない・・・」ってこと、これが公舎はその時々で正当な判断によるべきである。本来警察は、「犯罪を予防・鎮圧そして捜査し被疑者の逮捕」が責務、これからすれば、この国営暴漢組織を擁護してきた過去の取り締まりは、事実を大きく突っ違えている。

まして、表#5・鈴木千春のような暴漢者を裁判所は天に恥じず強いて内包している。警察は、両目を見開いて直視ください。

地検；沼田博副検事のような 30 人もの多勢に体を雁字搦めにされている状態で「山村が殴り掛った」ってな、格闘技の大男のような言い草は、検察官まで信用できない、日本国取締りの墮落と偏見事情が具現したといえる、多くが誤魔化しである。

しかも、何もしない山村独りに何故、わざわざ東京から国営暴力団暴漢屋を呼び寄せ、用意周到な暴漢を布くのか、見逃せない。

③相応の理由背景がある。これを調査願えませんかとしたら

「いや、それはしない。不正の書面でもあるならする。」

当初面は、加賀町警察や裁判所で終わるところ、とてもこれのみではこの日本の腐れ組織は覚醒しないし、主旨が広まらない。よって送付部署を広げざるを得ない・・・日本国の為に・・・！



裁判所は、既実の通り多勢の国営暴力組織であるのに、それへ警察が貴重な人材・時間を無駄に加勢するってのは如何に安全を考慮してもムダである、こんな柔な独り者に筋違いですらある。もし、どうしても係わるのであれば、前記裁判所側不行を先ず質して国民本人訴訟者と公正公平に事を進行させてください。とりわけ表#5の下段暴漢屋鈴木千春実行犯を総務課岩崎光宏が偽装被害届けた事実は暴力団顔負けの悪辣行為である。これを総務課大野(女)と元2民担当書記官落合真人に聞き質している『何故あの警備が必要か事態解消に自分は如何な反省を要するか・・・教えてください・・・!』

しかし、返答はない・・・(各位の所見も求めたい)

「答えません・その必要がない・答えないのが答です」・・・と。

この落合真人は、前にも書いた通り口頭弁論調書が事実と大きく異④なることから書き直しを要求したところ (民訴法 160-2)

「不服なら何処へでも訴えろ・・・!」・・・と

これがためにも警察が、目の前で裁いてくださいとしている。

警察は、裁判所の110番に対し先ず「国民側が悪・その追い出しを先行盲目罰を科したがつている」、そして裁判所の「悪」は陰で聞き出し「揉消す」これが、日本国伝統の警察処理である。

陰に温存揉消すから裁判所は付け上がる、公然と見逃している。

少々僭越ながらこれが裁判での本人訴訟者の怒りである、同時に日本司法向上のためにも、現場至上主義が貫かれるべきである。

現場至上主義は、現実的にはその場で「事」が終わる。

わざわざ双方を分け隔てて事情聴取の必要は全く無い、目の前で忌憚の無いやり取りが出来る、嘘の言い訳も大いに解消でき必ずや時間短縮につながる。

### 裁判長；多和田隆史について・・・

平成23・08・10日東京地裁法廷内で携帯電話ベルが鳴ったとかで問題が発生、特殊門から強制退去させられた、その際門扉施錠者守衛長；杉田憲次にh5 x 50¢のコブを障害したとのフレ・・・8/10日に事件・11/2日に逮捕・7ヶ月後拘置所に留置の俣公判、その初日、コブで腫上がったとのフレで診断医が法廷で証言

「コブなんぞの形跡無し、本人が痛いとの事で診断書かいた」  
(被疑者とされる側も、暴行傷害を全面否定、現場は逆としてる)

上司中山係長；現場検証時その警察官に

{このコブのことは話してない(コブがなかったから・・・?)}

証人・現場検証した警察官へ裁判長が問いかけた

《被疑者と被害者・・・何れの言い分が正しいと思うか》

「裁判所側が正しいと思います・・・!」 《・・・》

ある保釈時、丸の内警察署に伊藤警部と担当者を尋ねる

『診断医は形跡無しとし・上司はコブの傷害は話さなかった・・・警部・・・いったい傷害ってのは・・・何ですか・・・?』

「.....」

『コブは、本当はなかったんじゃないですか・・・?』

「一寸仕事を思い出したので、その話は又にして・・・!」

警察側2人は、すたすたと引き上げ2度目の面会はない、担当者の面会も居留守とか・他の主要者面会申し込みは転勤等で不可・・・後日、2回目かの公判・・・で裁判長宣言

《証拠は、書面の「診断書」を採用します》・・・と

わざわざ出頭した診断医の証言を無視・邪な証拠・・・証言を採用横浜の「ぶん殴られ事件」同様、虚偽の証言が堂々と採用され大っぴらに訴訟指揮られ、ここでも真実は邪に葬られた。

さて、世界に目を転じると様々な異常が轟々している  
その地域で分捕り合戦をさせて手を汚さず、国をカジリ取るロシア・テロを翳して子供を略奪するアフリカ事件・自由勝手に振舞いその結果格差の広がり大きな社会問題・・・米国・この米国民主義とやりに毒されてこれまた自由奔放に憲法まで自在に操る法治国？・・・日本

この日本国で今集団的自衛権が、巷の政治課題  
憲法が、戦力保持を禁じ・紛争解決にも武力行使しない平和主義国家と銘打ち平和教育に専念、逆に外国から仕掛けられた場合の対応教育はない、或る者は、外交交渉で解決する・・・と  
しかし、現に戦車を保持する自衛隊は憲法に違反して存在する。  
その違反政府を逮捕監禁する警察署はない。国民は不服も言わない。  
長いものに巻かれて従順である。その平和の裏で真っ当な弱者市民は思いもよらない裁判所の邪行為にさまよい続けなければならないとゆう、辻褄の合わない邪「平和法治国家」、名前だけが独り歩き・・・

国内の争いは、法律によって裁かれることになっている。  
ところが、裁判の約 30%は、不正乃至は真っ当な捌きではない。偏見と邪な誉れに操られ、裁判官の上目遣いで決する。(平 25・5・14 読売)  
医者に腹痛で調子が悪いと受診すれば、平然と頭痛薬が調合されたその頭痛薬・判断が・・・間違っているでも正規診断に戻さない。  
ようやく、その悪さに気遣って胃薬を調合されても頭痛薬の後遺症ですぐには胃が馴染まない。邪慣性はそのまま突っ走らされる。  
これが、鬼頭季郎の「捏造判決」である。これは日本国政府と同様明確な民訴法 246 条の違反である。しかし、何の咎めもない。(職権濫用)  
いや、瀬木比呂志元裁判官の指摘通りこの法破りのデタラメ屋がデタラメ国家から表彰されるってな途轍もない現実もここにある。

或る警察官に捏造事実を提示しても、私の勘違いと非難された、裁判所の洗脳と警察邪擁護である。この故裁判所から盲目に追い出される不条理が、警察では何の躊躇もなく正当化されてしまっている。

裁判は、一旦成文化されるとそれを是正するのは容易ではない。  
念を押します、私の歴は、裁判官が判決文を「捏造」して、進むべき方向を捻じ曲げ、通るべき道を悪戯で邪道したのです、平成 16 年に新公道を邪誘導したため「迷い芝居」をさせられたってことである。  
22 年暮ようやく迷い芝居が終わったと思いきや、国営暴漢屋に出番が引き継がれその多勢が、邪に警察をも巻き添えた。  
しかし、「裁判拒否」「書記官不正の開き直り」「裁判官の証拠隠蔽の申出却下」等々の不正は、この「思いつき既判力」等をきっかけに如何様にかして裁判所の覚醒を計りたい。

日本国は米国には言いなりにナビキながら何故国民の改善行為を削ぐのか、一連の改善覚醒は、国家上げてとり組むべき事柄である。  
この改革改善主唱者が逆に潰される事態、東京の「公務妨害」と横浜の「ぶん殴られ」事件は、その根っこは同じである。これを東京は丸の内署が・横浜は加賀町署が強いて妨害してるって事である。  
両署・両裁判所は、広い意味・・・建前法？「倫理法」の違反である。  
重複しますが、両署・両裁判所は、国家国民のため本来の使命・責務をも 1 度見直してください・職域分別をつけて活かしてください。  
裁判官だけではない落合真人・須永里子等々書記官も含めた邪な「胡坐搔き」を先ず、覚醒・・・見直しをさせようではありませんか。  
我々改善主唱者を見殺すのではなく、共々協力してください。何処に居るのか、必ずや居るであろう・・・その「青い鳥・・・正義」を求めて・・・同時に我々は、国家にタダで奉仕してる、これも蔑ろにされたくさい・・・!

## 10 裁判正常化

6/9日

集团的自衛権・・・如何なる形・如何なる場合においても憲法違反・・・その前に自衛隊そのものが、憲法違反である。

義務教育では、平和を謳い戦争は「悪」とされている。但し、外国から攻め入られたときの対処は無い。両手を挙げて降参する。弱者志望国家は、滅亡させられる日本国はその憂き目にある。ところが我が自衛隊・専守防衛隊は、爆弾を落とされてから・・・死んでから反撃することになっている・・・良く分からないが・・・

争いってのは、そうならばはっきりする、しかし力の差が大きい場合は、必ずしもそれが正道とは限らない。多くの場合個人は絶対的力・武力暴力の多勢には覇が立たない。

各国家でも、国内での歴史は多く力づくで国育を成してきた。現代の如何に法律が充実したとされる状況下で、非暴力を唱えても凌駕できないこともある、否その気力がないから・・・。気力は、立場・感覚・真実の見極め、時には情が邪魔をし諸々の障害に波及するからである。直接の利権やら誉、そして職場の情も絡む。

官対民は、如何に法規制があっても官優位は必然である。その観念はあえて分らなくもない・・・これの行き着くところは、やがて国民・個人にも返ってくることであるからである。しかし、既述の刑事事件は全く趣が異なる・・・官対民である。東京公務妨害・横浜ぶん殴られ事件、それぞれの背景が問題である。この背景が掘り下げて解明されなければ、真の解決は無い。問題は、取り仕切る検察・警察が裁判所側に立っての及び腰では本旨はみえない。取締り当局の茶番ゴマすりに過ぎない。被告とされる民側に“邪な負を蓄積”させる狙いだけである。

極めてたちの悪い官の悪戯々ズラである。

これらの悪戯が昂じて且つその欠如補填の為に仲間を嫌がらせし、事件を増加させる悪儀もたまにはある。(平成 26・04 警官自殺) これを目の前で見せ付けられると、当街宣事件での科罰もより鮮明である。街宣者は、兄弟であるからこそ伝達予告に行ったまでのことその真心は“親切心”である。それが「脅し」と邪に解し犯罪に押し込む、普通は仕事は相応の価値を生むが、これが仕事はムダに価値を浪費するのみである。

しかし、それがときに“誉”を得る評価になることもある。良貨は悪化を駆逐するとされているが、逆も真と化するのが現実である。しかし、最高裁判事 OB の園部逸夫氏は

「いい仕事をしなければ、最高裁判事になれない」・・・としかし、極めて悪質「捏造判決」の鬼頭季郎は国家表彰とゆう栄誉に浴し、我が兄も、相続で文書偽造し・30 秒の録音を 35 分に改竄偽造しての悪戯が 2 度の国家表彰とゆう誉に浴している。一方で弟は、証拠を掲げながら一人悪事を質すべく叫び続けても、天は・・・裁判所はそして法律は、その事実を除けて通り過ぎてゆく、いまや裁判どころでなくこの悪事の根源を捜し求めている。捜し求めて思いついたのが、表最終事項の主 6 項目である。

ここに記載しない事項に次の行き先も大いな疑心がある。政治の上では天下りが度々問題にされる、しかし、裁判官の行く先はほぼ弁護士・・・確たる統計は隠蔽されている。その統計資料は見当たらないにしても、それを受け入れる専門的な法律事務所もあると聞く、秘密裏の裁判所裁判官の内幕は、ここに取り立てて明示できない・・・残念ながら不詳である。かといって置き去るつもりはない、この先は日本国司法改善に心ある諸兄の情報収拾に共々協力が賜れること祈念いたしております。

**録音の改竄偽造に関わる懲戒申請（時間で正味僅か30秒を・・・35分に改竄偽造・文章にしてA4判2行）**

## 対象弁護士目録

横浜市中区山下町61-1 横浜山下ビル3階

大久保博法律事務所

第112号 対象弁護士 大久保 博（登録番号15139）

横浜市中区山下町89-6 プライムタワー横浜ビル3階

よこはま山下町法律事務所

第113号 対象弁護士 飯島 奈津子（登録番号26649）

横浜市中区山下町61-1 横浜山下ビル3階

大久保博法律事務所

第114号 対象弁護士 田場 眞理子（登録番号33323）

横浜市中区本町2-10 横浜大栄ビル4階

北田・島崎法律事務所

第115号 対象弁護士 武藤 一久（登録番号34848）

横浜市中区日本大通14 KN日本大通ビル4階

みなと総合法律事務所

第116号 対象弁護士 中山 善太郎（登録番号32014）

川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル6階

川崎パシフィック法律事務所

第117号 対象弁護士 種村 求（登録番号33189）

横浜市中区住吉町2-21-1 フレックスタワー横浜関内501

冬木健太郎法律事務所

第118号 対象弁護士 冬木 健太郎（登録番号32000）

横浜市中区尾上町1-4-1 関内STビル5階

みなと横浜法律事務所

第119号 対象弁護士 菅 友晴（登録番号23454）

横浜市中区弁天通2-21 アトム関内ビル2階

花村聡法律事務所

第120号 対象弁護士 小比賀 正義（登録番号24701）

川崎市川崎区宮本町6-1 高木ビル801号室

安藤法律事務所

第121号 対象弁護士 安藤 肇（登録番号25611）

横浜市中区不老町1-1-5 横浜東芝ビル6階

みなとまち法律事務所

第122号 対象弁護士 石山 晃成（登録番号28709）

横浜市中区山下町70-3 三井住友海上横浜ビル802

佐藤・村松法律事務所

第123号 対象弁護士 佐藤 裕（登録番号27177）

## 受・犯罪表

平成 26・06・11 日

起立年月日	氏名	行為事実 証拠等	罪名 条文 (刑法=法)	備考
昭和 40・〇・〇〇	1・ <b>山村金平</b> (妻)みつ	相続登記で弟の氏名を無断で使用・署名者は山村みつ 平成 06・07・10 日 登記抹消裁判判決 P7	私文書偽造 法 159・161 私文書偽造行使(印)法 167	兄弟 (兄) 義姉
平成 09・05・28	2・ <b>山村金平</b> (街宣) 泉警察冤罪	弟に相続関連請求させないため、刑務所に押し込みを企む 平成 09・09・08 日供述調書 P3~5 で暴れ出した等嘘供述、犯罪に仕込む 法 60・222・ <a href="#">兄供述書</a> で明確	逮捕目的に 110 番 法 169 偽証・172 虚偽告訴 暴力処罰法違反との冤罪	兄 法 194 (裁官) 横浜地裁・高裁
平成 16・02・17	③・ <b>鬼頭季郎</b>	兄弟で何故仲違いか、弟が鋼材購入代金たかって断られ不満から絶縁 #5-4 判決書( <a href="#">#02 証文</a> → <a href="#">#5-3 判決</a> )	職権濫用・法 193 民訴法 246・裁所法	高裁裁判官
平成 16・05・31 書記官→	④ <b>松田 清</b> (藤沢真由美)	口頭弁論最終日;請求 100 万円ー未払い 50=50 万円やればこの裁判は終わる・・話し合うか・・?、判決もとめたら・・判決書は棄却 鬼頭の捏造判決が 2 月末頃?届き、ひっくり返った	職権濫用・詐欺・3 者利益 法 193 見境の無い 2 枚舌判決	裁判官
平成 22・09・24	5・ <b>大久保博</b> <b>一家 12 名</b>	横浜弁士会館で平成 17・07・14 日兄弟と飯島弁士面会録音 30 秒→35 分 弁士事務所一家 12 名連名で偽造改竄録音を裁判証拠として提出	背任罪・詐欺・弁護士法 法 60~65・104・246・2・247	弁護士
平成 22・10・30 平成 25・08・16 平成 26・05・14	6・ <b>大久保博</b> <b>一家 12 名</b> ( <b>弁護士会</b> )	1 回目;平成 23・08・16 日実提出? 2 回目;再提出 平成 26・05・13 日受領 3 回目;事実上の返品	日弁連規則 弁護士会規則主旨 刑事犯・法 104	懲戒 3 回目申請中
平成 22・12・20	7・ <b>鈴木千春</b>  7-2 <b>岩崎光宏</b>	原告兄・面談禁止判決日、普通は立ち合わないがたまたま今日は出席 判決法廷の内外に嚴重警備、判決文全文読み上げもとめるうち強制退去 前庭に出自車に向うところ暴漢屋に押えられた瞬間・鈴木に受・傷害 総務課係長、被害届けられる、但し、その現場は何故か、裁所前歩道上	傷害・法 193・195・204  岩崎虚偽告訴者・法 172	東京地裁(暴漢屋)  横浜地裁(手配師)
平成 22・12・20	8・ <b>警察官</b>  8-2 <b>千島係長</b>	裁所前歩道に突き出されると同時に現場取調べ受けるその最中後ろ人に 逆後ろ手を捕られ腕の付け根傷害、今も完治せず (7 年以下の懲役) 翌日この報告に本署に出向く「てめーこの野郎バカ野郎」と罵倒・威嚇	傷害・法 104・195・1・204  威嚇・脅迫(ケーレ)法 231	加賀町警察署

平成 23・12・09	9・秋吉仁美 (内田・木田) -2・落合真人	口頭弁論と銘打ってそれをせず、原告の問い掛けに対し退去命令 法廷周囲に数拾人の国営暴漢屋配備・威嚇、前庭に警察車待機・威嚇ムダ 口頭弁論調書の事実書記書き換えに申出 →拒否し開き直り	職権濫用・法 104・193 裁所法 76 述意見義務違反 民訴法 160-2	横浜地裁 (裁長) (裁 官) 同 書記官
平成 24・03・29	10・深見敏正 -2・西澤正純	口頭弁論と銘打ちそれをせず、国営暴漢屋を法廷周囲に配置・威嚇・ムダ 口頭弁論調書の事実書記書き換えを申出 →拒否し・以後無言	職権濫用法 193・裁所法 76 民訴法 160-2	横浜地裁・法 104 同 書記官
平成 25・07・03	11・直井和夫	横浜弁士会で飯島弁士と兄弟 3 人で面会、この部屋「借用申込み」した 「借用申込書」を裁判所から提出させてください、退出時間判明する 法廷で打号し裁長納得して「借用申込書」提出命令依頼が 1 ヶ月後却下	職権濫用・法 193 隠蔽・法 104 弁士付き側優先不公平扱い	藤沢簡裁
平成 25・09・26	12・山村金平	仏壇へ先祖参りの帰路廊下で 3 回位突き押し暴行、 玄関では、固定戸へ突き当て 1 ヶ月の傷害負わず	暴行・傷害 法 204・208	告訴中
平成 26・03・10	14・内田貴文 14・2 須永里子	訴状に 16 年デタラメ敗訴し 2 回目・そして補正書・相手答弁書・答弁反論 これら書面に裁判 2 回目は明示され且つ、弁論 2 回目の途中で「既判力」 これは裁判所の責任 →須永・・・分らなかったんだから仕方がない・・・と	職権濫用・法 104・193 裁判所の判断ミスなり 倫理法違反	横浜地裁 同 書記官
	15・警察署 (加賀町署)	人間はそれぞれ職業して、それぞれに研究を積んで処理を図っている。 しかし、殆どの場合問題はその場で検証処理した方が確実と思える 裁判にしても、上等な法律はあっても結論を出すのは、職場環境に気遣 った上で・・・「自由心象」に判断する、ある時は邪に・・・ 願わくば、法廷で中間判決が実行されれば正確度は高まる、しかし現実 は、密室で多く立場環境に支配されて作文される、細部は不詳のまま・・・ 警察ですら事件現場での確認は殆ど無い、両者を分けて別々に事情聴取 される。交通事故のように両者が納得する事情には無い。 事故事件現場で大筋の納得を得、後から詳細調書するるのが筋と思える 故に、東京の公務妨害・傷害事件や横浜のぶん殴られ事件のような、力の 優位なる邪人が有利になる。資本化社会に宿命でもある。 まして相手が裁判所なら最初から国民側に不利の出来レースとなる 現状では、それを見越して裁判所暴漢屋が大手振って悪企てる・・・!	日夜体張っての警察に僭 越とは思いますが東京横 浜両事件共結果としては 同じである、意識してか偶 然の出来事であるのか・・・  相手が裁判所では、最初か らのデキレースがみえみ えであるから遭えて付け 加えた次第である 応分の検証方お願いいた します	

## 健康零れ話

近年会社等の経営総合診断で事前に社員の病根を先見し早期に対策をした方が、会社経営プラスの総体的効果が大といわれています。

この意味合いからすれば、公事に従事する貴殿が相応に自覚し健康維持が計れば、個人は元より国家にも利益することになる。

上記の拙ツケいぎすぎすした文面に反省と償いの意を兼ねて、個人的な参考になればと思い書き添えました、参考・笑納ください。

もっとも、一番騒がれていることは、メタボ事情です

これは、第一に運動不足・次には暴飲暴食そして野菜不足等と聞いて居ますが、これは極個人的なことであり個人で考えることと思ひ、そこに深入りにはできませんが、以下に記したのは上っ面を簡単に羅列したままで詳細については、別途の説明が必要と思ひます・

いづれにしても健康で公務従事できることをよそながら願ひ、また既に承知であるかも知れませんが、これをキッカケに改めて健康を見直し、心身共々健勝で円滑な公務新興の程お願いいたします。

### 簡単健康法

#### 1・カゼひき(特に初期)

カゼとインフルエンザの区別は分りませんが、これ相当の症状には、昔から種々対策・薬があります。しかし、人によって効果は様々なようです。

それからして確実な効果は、云々できないが例示します

- 1)・初期の場合は葛根湯が知られており、相当に効果的である。
- 2)・ウガイ；初期・短時間に回数をこなす、特に若いうちは効果大
- 3)・予防：朝起床時に乾布摩擦か、ウガイをする

4)・予防；入浴時に冷水と温湯を交互に繰り返し浴びる

5)・上記4は、冬場就寝時の足の冷え対策にも効果ある

#### 2・果物の効用

長寿効果あると云う果物、その果皮で化粧下の肌・整調効果がある

#### 3・滋養強壯疲労回復(松葉の効用)

松葉そのものを食すか、この粉末を服用する

#### 4・整腸効果・・・飲水

胃腸整調には、逆療法で水 日／7合(準ずる量) を飲水・・・

#### 5・腫れ物等化膿する恐れのある障害

ツワブキを使用、特にヒョウソウには特効的効果がある

一部営業妨害的事情もあるので簡単に記しておきます

#### 6・膝痛

これは多くの人が1度は経験する障害、足首操作で相当に解消される

#### 7・上記6は性欲を増進と肉離れも解消・腰痛は足裏を刺激

運動選手が準備運動を相当しても、肉離れ事情を聞きます、このときに足首操作は解消効果があり、指の刺激は性欲を増進する。

また、有名なのは、腰痛は足裏刺激でほぼ解消する。但し、回を重ねるごとにその効果は、薄れていく・・・